

九州大学男女共同参画推進室

令和8年度

『第2回学生のためのジェンダー研究奨励プログラム』

(旧 ジェンダー研究に取り組む学生への研究助成プログラム)

公 募 要 項

九州大学男女共同参画推進室

## 1. 目的

1. ジェンダー研究、ジェンダー的な視点は、様々な学問分野に通ずるものです。九州大学では、ジェンダーに関心を持っている学生の皆さんの研究を全学的にサポートすることを目的にこの奨励制度を実施します。
2. ジェンダー研究に意欲、関心を抱く諸学部、諸学府の学生の皆さんが、この支援を受けて、社会のさまざまな性差をめぐる問題について研究を行い、それを共有することによって、九州大学内における男女共同参画に関する知見を豊かにしていきます。
3. 九州大学に学ぶ学生の皆さんが、ジェンダーに関わる様々な問題について考察、追究し、将来、男女が共生しうる社会の担い手として活躍し、また、リーダーシップを発揮しうる力を養う機会を提供します。

## 2. 応募要領

### 1. 応募資格

以下①～③に該当し、ジェンダーに関わる考察を含むテーマにて、卒業論文、卒業研究、修士論文、博士論文等の作成に従事しており、所属の学部、学府において指導教員より必要な研究指導を受けている者を対象とする。

- ①九州大学の学部4年生以上の学生
- ②九州大学の修士課程に在籍する大学院生
- ③九州大学の博士課程に在籍する大学院生

※ 応募は何度でも可能だが、在学期間中に支援を受けることができる回数は旧制度の「ジェンダー研究に取り組む学生への研究助成プログラム」を含め2回までとする。

※ 休学中は応募できない。

### 2. 支援金額

- |           |      |      |
|-----------|------|------|
| ①学部学生     | 2名程度 | 6万円  |
| ②修士課程大学院生 | 4名程度 | 9万円  |
| ③博士課程大学院生 | 4名程度 | 12万円 |

※奨励金は、本学から学生本人名義の口座に振り込むとする。また、本奨励金は、給付奨励金であり、原則返済の義務はない。

### 3. 奨励金の活用例

ご自身の判断で自由に以下のような事柄に活用することができる。

【旅費】 調査や資料収集のための研究旅費、学会研究会への参加の費用等

【物品購入】 参考文献（図書を含む）の購入費、消耗品費など

### 4. 申請書

#### 「(様式1) 令和8年度申請書」

- ・「誓約書」および「指導教員による推薦書」に署名の上、スキャンデータを送付すること。電子署名は不可とする。

#### 「(様式2) 研究計画書」

- ・応募用紙の文章は2ページ以内、参考文献リストは1ページ以内に収めること。
- ・論文等の添付書類ファイルは審査では受け付けない。
- ・専門外の審査者に対しても研究の意義・新規性・実現可能性等が適切に伝わるよう、専門用語に説明を付す、もしくは平易な表現を使用するなど工夫すること。

### 5. 応募方法

メールにて以下提出先に提出すること。

提出先：九州大学学務部学務企画課総務係

[gagsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp](mailto:gagsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp)

提出物：「(様式1) 令和8年度申請書」(スキャンデータ)

「(様式2) 研究計画書」(Word ファイル)

備考：指導教員のメールアドレスをCCに入れて、送付してください。

応募書類の受信確認のため、3営業日以内に返信のメールがない場合は、上記へ確認の連絡をしてください。

### 6. 応募締め切り

**令和8年6月10日(水) 17時**

### 7. 選考方法

書類審査を行う。

### 8. 選考基準

下記の観点から評価をするので、留意してください。

- 1) 公募要項に記されている「ジェンダー研究」に沿った内容であるかどうか。
- 2) 研究課題、内容、方法、計画、および研究の特色、独創的な点が、先行研究を踏

まえ、適切に明記されているかどうか。

#### 9. 学生の義務（※それぞれ、該当者に詳細を案内する。）

- 1) 研究成果報告会を開催する予定である。参加は原則として必須である。
- 2) 研究成果報告書を制作する予定である。研究成果報告（6ページ）を提出すること。なお、提出後の差替えは不可とする。
- 3) 男女共同参画推進室が発行している広報誌『ポリモルフィア』に研究成果の要旨（A4・1ページ以内）を掲載する。
- 4) 男女共同参画推進室のホームページに、採択者の氏名、所属、研究題目、要旨（『ポリモルフィア』に掲載分）をアップロードする。

#### 10. 返納

学生が年度中次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の返還を求めることがある。

- ① 9. 学生の義務を履行しない場合
- ② 本プログラムの目的から逸脱する大幅な研究計画・研究内容の変更があった場合
- ③ 休学する場合
- ④ 卒業、退学または除籍により学籍を失った場合
- ⑤ 学業成績または素行が学生としてふさわしくない状態になった場合

#### 11. 備考

- 1) 採用後に、本プログラムの目的から逸脱するような、研究計画の大幅な変更が発生した場合、速やかに学務部学務企画課総務係に申し出てください。
- 2) 他の奨学金・奨励金との併給は可能である。ただし、併給する奨学金・奨励金の規則の範囲内で併給すること。
- 3) 国内外の調査については、「教育における安全の指針」を確認し、所属学部・学府にて必要な手続きをとってください。

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/faculty/safety>

#### 12. 問い合わせ先 学務部学務企画課総務係

電話 092-802-5924

メール gagsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

## Q&A

Q 1 ここでの「ジェンダー研究」が指す範囲はどのような分野が含まれますか。

A 1 ここでのジェンダー研究とは、私たちの社会や意識のなかにある、性差に関わる既成概念や課題についての探究、また、さまざまな領域や場面における性差の機能、性差による差異についての研究を意味します。あわせて、シスジェンダーや異性愛主義を所与とする社会構造を問い直し、性的指向や性自認の多様性を包含する「セクシュアリティ研究」を重層的に含みます。

それは例えば、労働や雇用の場や私生活、福祉領域における問題、それに対する女性の意識や行動の歴史、そして男性の生き方の再考という課題です。また文化や教育、メディア等において男女の差はどのように機能している（してきた）のかという問題や、性別二元論の機能なども対象となります。さらに学知そのものに組み込まれた性差の構造、シスジェンダーや異性愛主義を前提とすることによって生じる社会的・政治的状況をめぐる問題など、さまざまな局面において解明すべき課題が存在します。そうした社会科学、人文科学の分野の研究とともに、性差や性の多様性がどのように現象化しているのかを、生命科学、理学・工学の方法で探究する研究も含みます。

Q 2 研究成果報告会はどのような形式になりますか。

A 2 学生や教員が自由に参加できる公開研究発表会を予定しています。本プログラムの支援による当該年度の研究成果について検討や議論の場を持つとともに、今後の九州大学のジェンダー研究の交流の輪を広げていく場にしていくことを願っています。

Q 3 研究成果報告会には参加しなければならないのですか。

A 3 採択者は原則として必ず参加してください。

Q 4 以前、「ジェンダー研究に取り組む学生への研究助成プログラム」「学生のためのジェンダー研究奨励プログラム」の対象者でしたが、支援を受けることはできますか。

A 4 「ジェンダー研究に取り組む学生への研究助成プログラム」と「学生のためのジェンダー研究奨励プログラム」合わせて2回目まで支援を受けることができます。

以上